

○関東地方整備局告示第百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年三月十八日

関東地方整備局長 土井 弘次

第1 起業者の名称 埼玉県

第2 事業の種類 県道本田小川線改築工事（埼玉県比企郡小川町大字上横田字下中井地内から同町大字上横田字九通地内まで）並びにこれに伴う町道改築工事及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 埼玉県比企郡小川町大字上横田字九通、字中井及び字下中井地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県比企郡小川町大字高谷字高橋地内から同町大字下横田字山田地内までの延長1,937mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道本田小川線改築工事並びにこれに伴う町道改築工事及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道本田小川線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業で

あり、また、本体事業の施行により安全かつ円滑な交通が阻害される町道の従来の機能を維持するための町道改築工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道本田小川線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により埼玉県知事が県道に認定した路線であり、起業者である埼玉県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により埼玉県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、埼玉県深谷市を起点とし、同県比企郡小川町に至る延長5.7kmの幹線道路である。

本路線は、一般国道254号小川バイパス（以下「小川バイパス」という。）を中核とした地域の幹線道路網の一部を形成しており、県北西部の産業、経済、観光、社会、文化及び防災における重要な役割を果たしているとともに、地域住民の日常生活を支えている路線である。

本路線が通過する寄居町及び小川町は、近年、高速自動車国道関越自動車道新潟線嵐山小川インターチェンジへの良好なアクセス性のほか、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道の整備進展による高速道路網の充実などにより、物流施設等の産業立地用地としての地理的優位性が飛躍的に向上しており、小川バイパス沿いに

は、本田技研工業株式会社の寄居完成車工場や小川エンジン工場などの大規模工場や物流施設等が立地している。

しかしながら、小川バイパスにおける大里郡寄居町大字富田地内から比企郡小川町大字下横田地内までの延長 8,520m の区間（以下「小川バイパス区間」という。）は、工場等への通勤などによる日常生活上の地域内交通と物流などによる通過交通とがふくそうし、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しており、交通事故も多発するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

起業者が令和 2 年 11 月に行った調査によると、小川バイパス区間の比企郡小川町大字高谷地内の高谷交差点において、比企郡嵐山町から大里郡寄居町方面に向かう車両の最大渋滞長 1,330m、最大通過時間約 8 分が、寄居町から嵐山町方面に向かう車両の最大渋滞長 550m、最大通過時間約 3 分が、また、同交差点と交差する主要地方道熊谷小川秩父線において、熊谷市から比企郡ときがわ町方面に向かう車両の最大渋滞長 240m、最大通過時間約 3 分がそれぞれ確認されている。

なお、平成 19 年に埼玉県、寄居町及び小川町で「寄居・小川地区交通対策委員会」が立ち上げられ、小川バイパスにおける交通混雑の解消を目的とした延長 7,040m の複合的なバイパス（以下「複合バイパス」という。）について、県と両町とで分担して整備を進めており、複合バイパスは、寄居町道 123 号線、県道赤浜小川線バイパス、寄居町道 227 号線、小川町道 228 号線及び本件区間の 5 つの整備路線で構成されている。寄居町道 123 号線は昭和 62 年度に、寄居町道 227 号線は平成 28 年度に、小川町道 228 号線は平成 29 年度にそれぞれ供用開始しており、また、県道赤浜小川線バイパスについても、埼玉県により整備が進められ、令和 4 年度までに供用開始する予定である。

本件事業の完成により、本件区間が複合バイパスの供用済区間等と一体となつて、小川バイパス区間の通過交通等を分担することから、小川バイパス区間における交通混雑の緩和が図られ、交通事故の危険性が低減されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。したがって、本件事業の施行によ

り得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が令和2年9月に同法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施している。

それらの結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているチョウサギ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、トウキョウダルマガエル、オオムラサキ、ドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガシラ、イチョウウキゴケその他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、起業者は、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、埼玉県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である東側ルート案、中央ルート案及び西側ルート案の 3 案による検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、支障物件数が最も少なく、施工性に優れ、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道改築工事及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、小川バイパス区間は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県比企郡小川町役場